

資料 3

日 薬 業 発 第 407 号
令 和 8 年 1 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 渡 邊 大 記

医薬品販売制度に関する自己点検結果について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年9月12日付け日薬業発第222号にてご依頼の標記点検の実施につきましては、会務ご多忙の折ご対応いただき、誠にありがとうございました。

今般、その結果を取りまとめましたのでお知らせいたします（別添）。

本点検は、会員の従事する薬局等において、医薬品販売に関する法令上のルールを自ら点検し、その遵守状況を確認することを目的として取り組んでいただいております。

本年度の結果では、自己点検表を配付した薬局・店舗数が48,964軒、うち回答のあった薬局・店舗数が45,247軒（92.4%）であり、回答のあったうち「該当する全項目について適切に実施していることを確認できた」薬局・店舗数は45,185軒（99.9%）と、多くの薬局等において点検の実施ができ、該当する全項目について適切に実施できる状態となっていることが確認できました。

しかしその一方で、点検を実施できていない薬局等や不十分な項目について改善ができていない薬局等も一部見受けられる状況です。

国民の安全・安心な医薬品の使用のためには、医薬品販売制度に則った対応を形骸化させることなく、専門家としての薬剤師の適切な関与と適切な医薬品提供体制が不可欠です。

貴会におかれましては、本点検の趣旨をご賢察いただき、本期間に点検を実施できなかった薬局等を含め、期間に限らず点検を実施いただき、全ての薬局等において法令遵守の徹底に向けて対応していただきたく存じます。併せて、法令を遵守した適切な医薬品の提供並びに地域住民に対して医薬品の適正使用を啓発いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別添） 医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施結果について

（参考） 令和7年度 医薬品販売制度に関する自己点検

医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施結果について

日本薬剤師会は、会員の従事する薬局・店舗が医薬品販売に関する法令上のルールを自ら点検し、その遵守状況を確認することを目的として、都道府県薬剤師会の協力のもと、医薬品販売制度に関する自己点検を実施した。

<実施概要>

- ・ 会員の従事する薬局・店舗を対象として、自己点検表(参考)を配付。
- ・ 本年度の自己点検では、医薬品販売制度における法令の基本的な項目に加えて、厚生労働省「令和6年度医薬品販売制度実態調査」の結果を受けて、改善が必要な項目(濫用のおそれのある医薬品販売時の対応や、資格者による相談・販売対応等)及び一般用検査薬における情報提供の項目を点検表に含めた。
- ・ 各薬局・店舗は、令和7年度自己点検表を用いて全項目について点検し、不十分な項目はあれば改善を行った後、都道府県薬剤師会を通じて日本薬剤師会へ報告頂いた。
- ・ 実施期間: 令和7年9月12日(金)から11月21日(金)

1. 自己点検の回収結果の概要

	薬局・店舗数	率(%)
① : 対象薬局・店舗数	48,964 (前年度: 49,303)	—
② : 自己点検を実施した旨の報告が得られた薬局・店舗数	45,247 (前年度: 45,643)	92.4 (前年度: 92.6) (②÷①)
③ : ②のうち、該当する全項目について、適切に実施していることを確認できた薬局・店舗数	45,185 (前年度: 45,588)	99.9 (前年度: 99.9) (③÷②)

※東京都薬剤師会においては、独自の自主点検表を用いて点検を実施した。

2. 都道府県薬剤師会毎の結果

 は全国平均以下

	都道府県	自己点検表を配付した薬局・店舗数	実施した旨の報告が得られた薬局・店舗数	うち、該当する項目の適切な実施が確認できた数※	実施率	うち、該当する項目の適切な実施が確認できた率※
1	北海道	2,103	1,829	1,829	87.0%	100%
2	青森県	574	540	540	94.1%	100%
3	岩手県	542	542	542	100%	100%
4	宮城県	972	895	895	92.1%	100%
5	秋田県	476	448	448	94.1%	100%
6	山形県	537	517	517	96.3%	100%
7	福島県	784	759	754	96.8%	99.3%
8	茨城県	982	945	945	96.2%	100%
9	栃木県	734	576	576	78.5%	100%
10	群馬県	793	647	647	81.6%	100%
11	埼玉県	1,765	1,618	1,618	91.7%	100%
12	千葉県	1,962	1,138	1,129	58.0%	99.2%
13	東京都	4,302	4,240	4,221	98.6%	99.6%
14	神奈川県	2,007	1,893	1,893	94.3%	100%
15	新潟県	1,070	942	942	88.0%	100%
16	富山県	500	493	493	98.6%	100%
17	石川県	471	463	463	98.3%	100%
18	福井県	309	305	305	98.7%	100%
19	山梨県	340	290	290	85.3%	100%
20	長野県	909	850	850	93.5%	100%
21	岐阜県	929	892	889	96.0%	99.7%
22	静岡県	1,510	1,469	1,469	97.3%	100%
23	愛知県	2,925	2,722	2,722	93.1%	100%
24	三重県	762	760	760	99.7%	100%
25	滋賀県	565	560	560	99.1%	100%
26	京都府	1,019	992	992	97.4%	100%
27	大阪府	3,497	3,362	3,362	96.1%	100%
28	兵庫県	2,302	2,017	2,017	87.6%	100%
29	奈良県	451	417	417	92.5%	100%
30	和歌山県	453	403	403	89.0%	100%
31	鳥取県	260	216	216	83.1%	100%
32	島根県	331	306	306	92.4%	100%
33	岡山県	829	822	822	99.2%	100%
34	広島県	1,441	1,388	1,388	96.3%	100%
35	山口県	752	752	752	100%	100%
36	徳島県	375	332	331	88.5%	99.7%
37	香川県	510	510	510	100%	100%
38	愛媛県	621	615	609	99.0%	99.0%
39	高知県	372	349	349	93.8%	100%
40	福岡県	2,387	2,387	2,387	100%	100%
41	佐賀県	490	489	489	99.8%	100%
42	長崎県	685	648	648	94.6%	100%
43	熊本県	851	803	798	94.4%	99.4%
44	大分県	564	341	341	60.5%	100%
45	宮崎県	555	555	555	100%	100%
46	鹿児島県	841	815	815	96.9%	100%
47	沖縄県	555	395	381	71.2%	96.5%
計		48,964	45,247	45,185	92.4%	99.9%

※本会の自己点検表では、実施できていない項目は適切に改善してから報告することとしているが、東京都薬剤師会の点検表では、点検時点で実施できていた薬局・店舗の報告数としている。

参考

令和7年度 医薬品販売制度に関する自己点検

【目的】国民が安全・安心にセルフケア・セルフメディケーションを行えるよう、薬機法に定められた医薬品販売ルールを遵守していることについて自ら点検・確認を行うとともに、販売ルールに従った医薬品の取扱い及び販売対応を適切かつ確実に実施する。

【自己点検 手順】

1. 本自己点検表を用いて、自薬局・店舗の医薬品販売ルールの遵守状況を確認しチェック☑を記入する。
2. 該当するOTC医薬品を備蓄していない場合であっても、遵守すべき体制を理解の上チェック☑を記入する。
3. ルールの遵守が不十分な項目は改善を図り、適切に実施できる状態に改善した上でチェック☑を記入する。
4. 1.~3.が完了したら、所属の都道府県薬剤師会へ報告する。

令和7年度自己点検表

「○」は必須、「△」は努力義務

No	点検内容				確認欄	
1	名札を着用し、来局者から「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」を容易に確認かつ判別できる				<input type="checkbox"/>	
2	薬局・店舗内の見やすい場所に、「薬局・店舗の管理及び運営に関する事項」及び「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項」等で定められている必要な掲示を行っている				<input type="checkbox"/>	
No	要指導	第1類	指定 第2類	第2類 第3類	点検内容	確認欄
3	○	○	○	○	医薬品をリスク区分別（要指導、第1～3類）に陳列している	<input type="checkbox"/>
4	○	○	○	○	・リスク区分に基づき専門家（薬剤師、登録販売者）が販売を行っている ・購入者に対して当該専門家による関与（相談対応等）がないまま、専門家以外の従業員が医薬品のレジ会計を行っていない	<input type="checkbox"/>
5	○	○	-	-	購入者の手の届かないところに陳列している	<input type="checkbox"/>
6	○	-	-	-	薬剤師が購入者に対し、当該医薬品は本人が使用することを確認している	<input type="checkbox"/>
7	○	○	-	-	薬剤師が使用者の状況（症状、医療機関の受診の有無、併用薬、副作用・アレルギー歴等）の確認を行っている	<input type="checkbox"/>
8	○	○	-	-	薬剤師が対面により注、書面を用いた情報提供及び指導注を行っている	<input type="checkbox"/>
9	○	○	△	△	・購入者が情報提供及び指導注の内容を理解したこと、他に質問がないことを購入者にはっきり伝えるように確認している ・一般用検査薬については、使用方法の説明に加えて、検査結果の理解や適切な行動選択にかかる丁寧な説明を行っている	<input type="checkbox"/>
10	○	○	△	△	医薬品の販売記録を作成し、2年間以上保存している	<input type="checkbox"/>
11	○	○	○	○	需要者から相談があった場合は、必要に応じてお薬手帳等を活用し情報提供又は指導注を行っている。	<input type="checkbox"/>
12	-	-	○	-	購入者に対し、使用禁忌の確認や購入の際は専門家への相談を促す掲示・表示（購入者から見えやすい場所）を行うなど、適切に伝えるよう取組を行っている	<input type="checkbox"/>

※ 注：要指導医薬品のみ適用

濫用等のおそれのある医薬品に係る販売対応		
13	薬局・店舗で販売している「濫用等のおそれのある医薬品」に該当する品目を、すべての販売従事者が把握している（空箱やシール、ポストレジのアラート、取扱いリスト等を活用）	<input type="checkbox"/>
14	（原則として）1人1包装単位で販売している（1人の購入者に複数個販売していない） 購入者に対して、頻回購入の理由等の質問や声掛けを行い、適正な指導・販売を行っている	<input type="checkbox"/>
15	頻回購入を求める（またはそれが疑われる）来局者には、必要な指導・確認を行っている	<input type="checkbox"/>
16	当該店舗以外での購入状況等を確認し、必要な指導を行っている	<input type="checkbox"/>
17	購入者が若年者の場合、氏名及び年齢を確認している	<input type="checkbox"/>

該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した。

※ 不十分な項目があれば、適切に実施できる状態に改善した上で、☑を行うこと

薬局・店舗名		管理者名	
TEL・FAX			